

○御杖村イメージキャラクターつえみちゃん着ぐるみ使用取扱要綱

(平成 22 年 10 月 6 日告示第 43 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、御杖村のイメージキャラクターであるつえみちゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第 2 条 着ぐるみを使用できる範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 村その他の公共機関が行う事業であること。
- (2) 第 1 号の団体以外が行う事業で、地域振興及び観光交流を目的とするものであること。
- (3) その他村長が特に承認するものであること。

(使用の承認)

第 3 条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第 1 号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による使用申請があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、着ぐるみ使用承認書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた場合、着ぐるみの使用は無償とする。

(使用の不承認)

第 4 条 第 2 条の範囲であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (4) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (5) 村の事業又は村が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (6) 村のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (7) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (8) その他村長が特に不適當と認めるとき。

2 村長は、前項の規定に基づき不承認を決定したときは、着ぐるみ使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）を提出すること。
- (3) 使用期限を厳守すること。
- (4) 着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (5) 別に定める着ぐるみの装着方法に従って正しく使用し、事故のないように努めること。
- (6) その他村長が特に付した条件に従って使用すること。

（承認の取消）

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。

（原状の回復）

第7条 使用上、着ぐるみを汚損した場合で、村長が補修又はクリーニングを求めたときは、当該使用者の負担により、これに従わなければならないものとする。

（承認者の責任）

第8条 承認を受けた者が、着ぐるみに起因することで損害を被った場合、又は第三者に対し損害を与えた場合は、着ぐるみの使用承認を受けた者が、その責任を負うものとし、村はその責めを一切負わない。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月6日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

着ぐるみ使用申請書
[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

着ぐるみ使用承認書
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

着ぐるみ不承認通知書
[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

着ぐるみ使用状況報告書
[別紙参照]